

# 避難確保計画の作成方法について

---

岩手県総務部総合防災室

# 0. 過去の水害の振り返り

## ●平成28年 台風10号による小本川の被害概要（平成28年9月16日時点）

- いわいずみちょう おもとがわ しずがわ
- 岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生しました。
  - この洪水によりこれまでに、浸水面積242ha、床上浸水118戸、床下浸水39戸の甚大な浸水被害が生じるとともに、**小本川沿川の高齢者福祉施設では、9名の死亡が確認されました。**



# 0. 過去の水害の振り返り

## ●平成28年 岩泉町の高齢者グループホームの被害に関する主な動き

### 【施設管理者】: 避難行動に踏み切れなかった。

- 被災した要配慮者施設では避難マニュアルがなかったため具体的な行動として何をすればよいかわからなかった。
- 『避難準備情報』の意味が、「要配慮者を避難させるための情報」であることが、施設管理者に理解されていなかった。(9:00頃に町全域に発令)
- 町からの状況報告依頼(16:40)があり、理事が町役場に向かい、16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位を報告。その時点では5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があるため、避難を開始する必要はないと理事は判断。
- 施設では、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできて、施設の1階は水没。(19:45)

### 【行政】

- 小本川は水位周知河川に指定されておらず、県は浸水想定区域も公表していなかった。
- 町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。(17:20)

出典)内閣府 避難勧告の判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインに関する検討会(第1回)資料を一部・加筆修正

# 【参考資料】過去の水害の振り返り

- 被害当日の要配慮者利用施設の対応状況は下表のとおりでした。
- 計画を作る前に、この資料を読んで、イメージしてみてください。

時刻	8月30日の主な動き	
5:19	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報を発表	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: white;"></div> 岩泉町全般、役場に関すること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #f0e6ff;"></div> 被災した社会福祉施設に関すること
9:00頃	● <b>岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令</b>	
10:16	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表	
13:30頃	● 通所に1時間以上を要する人もいることから、通所者は家に送った。	
14:00頃	● 岩泉町の防災担当者が水位を確認しながら数回に分けて本団分団長に連絡し状況を確認し、 <b>避難勧告を発令(安家(あつか)地区の一部133世帯(小本川流域外))</b>	
15:00頃	● 岩泉町は、総務課長以下5人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を5人から10人に増員した	
16:40頃	● 岩泉町から社会福祉施設に対して状況確認の依頼がきた。それを受け、社会福祉施設の理事自身で撮影した川のビデオ映像(16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位)を役場に見せるため、理事が町役場に向かい、小本川の状況を報告。その時点では避難を開始する必要はないと理事は判断。 <b>5年前の台風の水害被害実績から、2時間ほど余裕があると判断していた。</b>	
16:47	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話</b></li> <li>● 「岩泉町では、50年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2～3時間は強い雨が続く見込み。引き続き厳重な警戒をお願いします。」</li> </ul>	
17:20頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話</li> <li>● 「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位2.50mを超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」(岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた)</li> <li>● <b>岩泉町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。</b></li> </ul>	
17:30頃	● 理事が役場から戻った。駐車場が浸水し始めていたため、車を近くの高台に上げた後に楽ん楽んの入所者をふれんどりー岩泉に避難させようと考えた。 <b>管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。</b> 車を順次高台へと移動させていったが、4往復目には氾濫流にハンドルをとられ、理事は社会福祉施設に戻れなくなった。その後、社会福祉施設まで歩いて移動しようとしたが、氾濫流に飲み込まれた。	
17:30頃	● 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸	
18:00頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 18時11分に夜勤職員から楽ん楽ん管理者の携帯に、風が強いため弱まってから出勤したいという連絡があった。その後、携帯の電波も不安定になった。<b>この夜勤職員は19時頃に風が弱まったので出勤しようとしたが、道が壊れていて出勤できなかった。</b></li> <li>● <b>楽ん楽んでは、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。</b>グループホーム管理者は、水中で身動きがとれない中、怖くてベッドから降りてきた利用者1名を抱きかかえ、柱にしがみついていた。</li> <li>● ふれんどりー岩泉には職員が8人おり、1階で浸水に気付いた職員が2階にいる職員に知らせようと建物内を歩いているうちに、1階(居室なし)から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、<b>2階にいた入所者を3階に避難させた。</b>エレベーターが使用できなかったため、階段により1人ずつ避難させた。避難完了は19時頃。</li> </ul>	
19:45頃	● <b>楽ん楽んの1階が水没(天井近くの時計がこの時刻で停止)</b>	

# 1.避難確保計画作成前に

- (1) 洪水浸水想定区域内か、土砂災害警戒区域内かで、計画作成が異なります。  
計画作成前に、まず**自分の施設が、洪水浸水想定区域内の施設なのか、土砂災害警戒区域内の施設なのか、確認**しましょう。
- (2) **計画**は市町村に提出するものが6～7ページ程度、施設で管理するものが6～7ページ程度、全体で、**12～14ページ程度**です。  
→あまり構えず、まずは計画のひな形を参考にしながら、**空欄を埋めることから**始めましょう。

洪水浸水ひな形:

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku\\_hinagata\\_suibou201801.doc](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201801.doc)

土砂災害ひな形:

<http://www.mlit.go.jp/common/001189232.docx>

- (3)ここからの時間では、作成する計画をより熟度の高いものにするために、作成するうえで留意すべき事項やポイントについて、ご説明いたします。

# 2.避難確保計画で作成する様式

## 様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙1
4	防災体制	3	様式2
5	情報収集・伝達	4	様式3
6	避難誘導	5	様式4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式8
12	緊急連絡網	10	様式9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式11
15	防災体制一覧表	12	様式12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

### 作成のポイント！

- 避難経路図をつくる
- 体制をつくる
- 避難行動の開始を判断する

洪水浸水想定で自衛水防組織を設置する場合に作成。

消防法に基づく非常災害対策計画等の地震及び火災に関する計画内容を活用することができます。

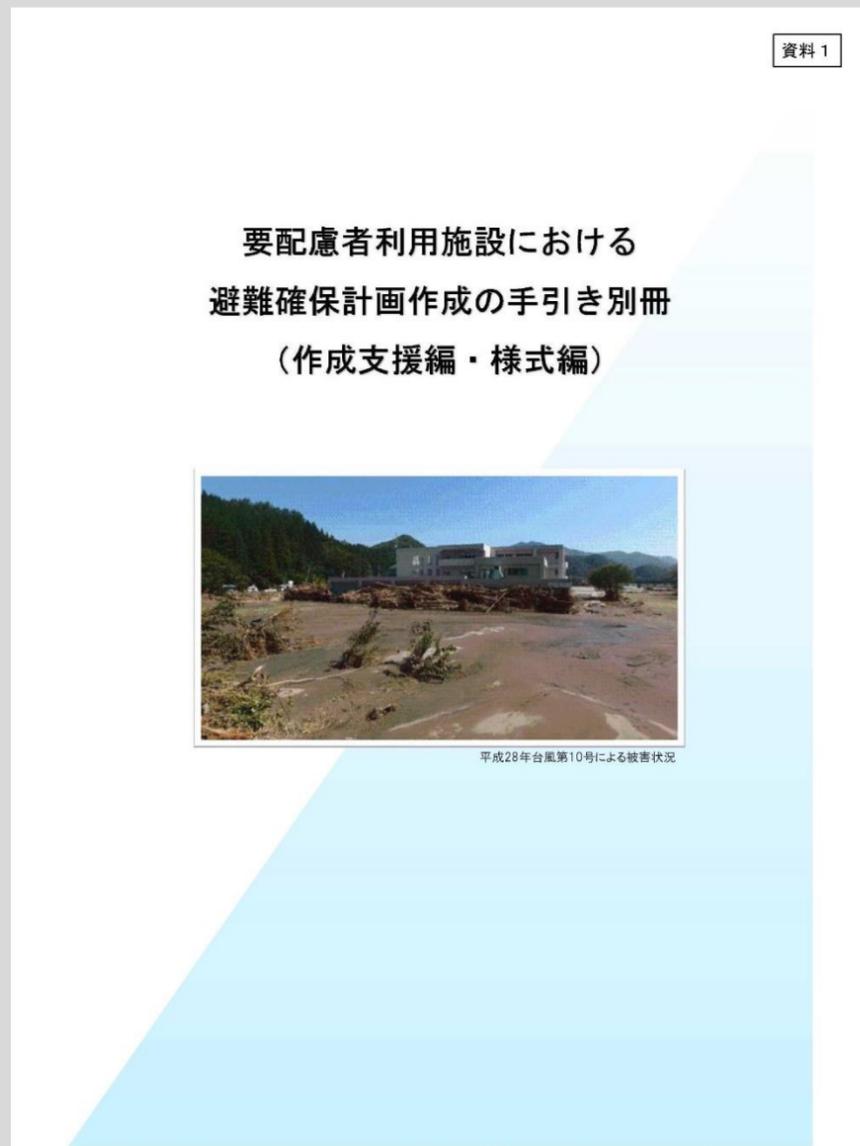
様式1～様式6：盛岡市に提出  
様式7～別表2：施設で適切に管理

# 3. 様式の作成方法

## 作成のポイント！

各様式の作成方法は、資料1(様式編)および資料2(事例集)を参照

**【資料1】**  
要配慮者利用施設における避難確保計画  
作成の手引き別冊(作成支援編)



☛ 計画作成に必要な事項を記載した解説書です。  
本書を参照しながら様式を作成して下さい。

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku\\_tebiki\\_suibou201801.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_tebiki_suibou201801.pdf)

**【資料2】**  
要配慮者利用施設における避難に関する  
計画作成の事例集(水害・土砂災害)



☛ 「久慈市」の作成事例をイメージして作成  
して下さい。

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

## 4.【様式1】計画の目的、計画の報告、計画の適用範囲

### 【洪水浸水】

#### 1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

#### 2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

#### 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

(〇〇施設の状況)

平日:利用者 〇名、施設職員 〇名(夜間:利用者 〇名、施設職員 〇名)

休日:利用者 〇名、施設職員 〇名

### 【土砂災害】

#### 1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画(以下、「避難確保計画」という)は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、〇〇施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、〇〇施設に勤務する職員(以下「施設職員」という)および施設の利用者または出入りする全ての者(以下「利用者等」という)に適用する。

(〇〇施設の状況)

平日:利用者 〇名、施設職員 〇名(夜間:利用者 〇名、施設職員 〇名)

休日:利用者 〇名、施設職員 〇名

# 5.【別紙1】避難経路図

事例集p15

【避難経路図】

洪水時の避難先は、下の場所とする。



②マップ上の自分の施設をさがす

③施設周辺の水深(土砂災害危険箇所等)を確認する

④安全な避難場所をさがす

⑤避難場所までの避難経路に色を塗る

## 作成のポイント!

- 施設周辺の浸水危険性、土砂災害危険性を確認する。
- どこに避難すればよいか確認する。  
(避難場所・避難経路)

## 作成の手順

- ①洪水(土砂災害)ハザードマップを用意
- ②マップ上の自分の施設をさがす  
(●をつける)。
- ③施設周辺の水深(土砂災害危険箇所等)を確認する。
- ④安全な避難場所をさがす。
- ⑤避難場所までの避難経路に色を塗る。

**避難場所について**  
 避難場所(1)→避難場所(2) (満員等の理由で避難場所(1)が利用できない場合)  
 避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所(3)、(4)に避難する。

**避難場所(1)元気の泉までの避難経路について**  
 ・避難経路①を使用する。  
 ・日中で、避難経路②が浸水していないことを確認できた場合は、避難経路②を使用する。

施設所在地	
避難場所	

# 5.【別紙1】避難経路図

## ①洪水(土砂災害)ハザードマップを用意する

### 作成のポイント!

- 洪水(土砂災害)ハザードマップを用意する。(〇市ホームページから入手する。)
- 手書きで作成するか、パソコンで作成するかを決める。

### 手書きで作成

- 〇市から配布された洪水(土砂災害)ハザードマップをお持ちの方はマップを用意。
- マップをカラーコピーする、もしくは市販の地図等を準備してください。

### パソコンで作成

- パソコン・プリンターを使用する方は、「国土交通省ハザードマップポータルサイト」を活用して、洪水(土砂災害)ハザードマップを入手できます。
- 「重ねるハザードマップ」の「場所を入力」に施設の住所を入力してください。

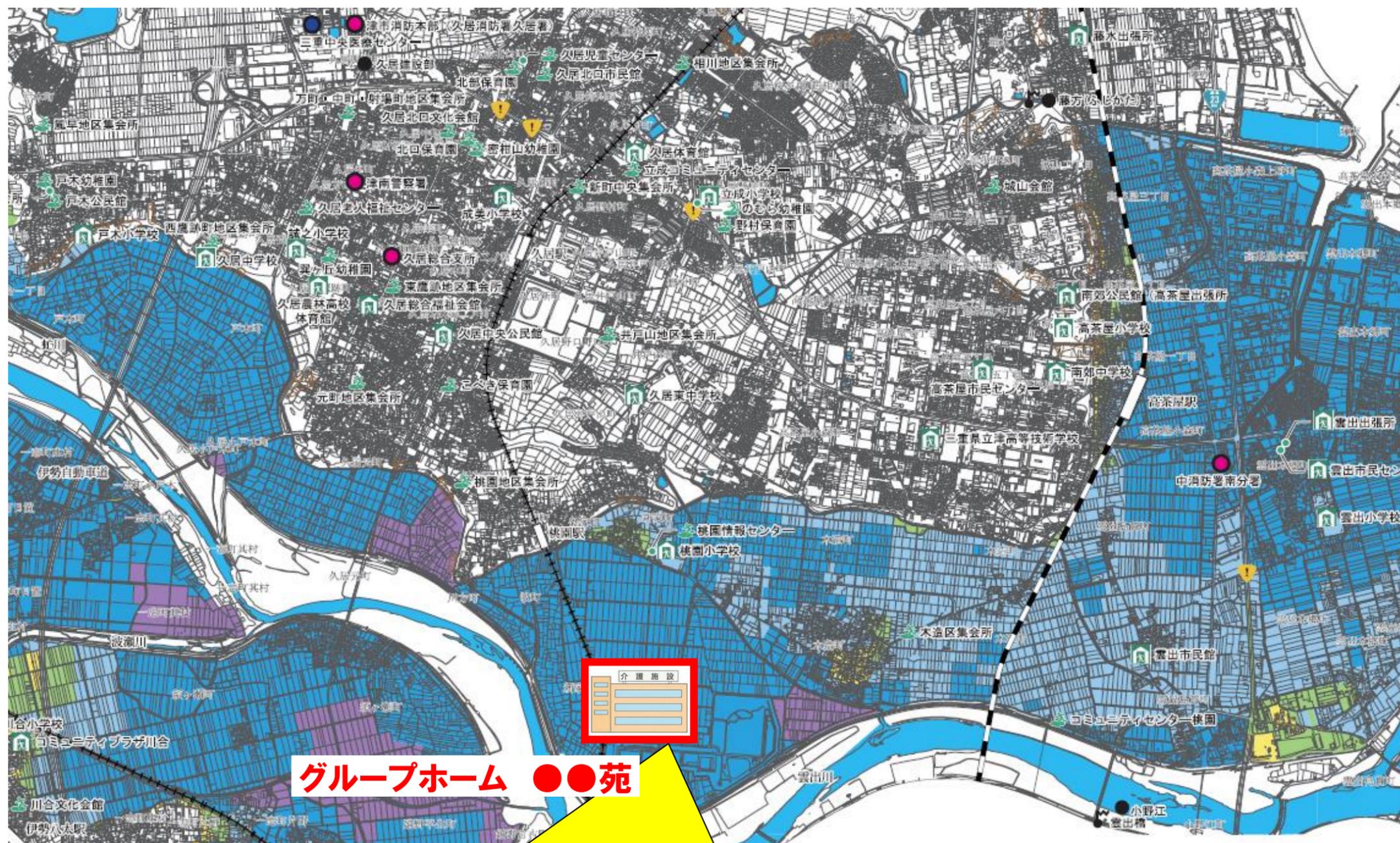
施設の住所を入力

施設周辺の状況が把握できます(次頁参照)

🔍 ハザードマップポータルサイト 検索

### ②マップ上の自分の施設をさがす(●をつける)

- マップ上に施設の場所を記入し、施設周辺の水深等を確認します。



水深の凡例を確認

**洪水浸水深凡例**

- 5.0m以上の区域
- 2.0~5.0m未満の区域
- 1.0~2.0m未満の区域
- 0.5~1.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

**土砂災害危険箇所凡例**

- 急傾斜地危険箇所
- 土石流危険溪流
- 土石流氾濫域

グループホーム ●●苑

洪水浸水想定区域の水深(土砂災害危険箇所等)を確認

土砂災害危険箇所等の凡例を確認

🔍 検索

- 市 洪水ハザードマップ
- 市 土砂災害ハザードマップ

### ②マップ上の自分の施設をさがす(●をつける)

- マップ上に施設の場所と施設周辺の水深が表示されます。

**重ねるハザードマップ** ~自由にリスク情報を調べる~

例: 国土地理院/36.1 140.1/36度6分16秒 140度5分5秒/54SVE17619594

**洪水浸水想定区域を選択**

**水深の凡例を表示・確認**

**洪水浸水想定区域の水深を表示**

洪水によって想定される浸水深: 2.0~5.0m未満 (5段階)

**グループホーム ●●苑**

**介護施設**

**注意点**  
このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

**凡例**

0.5m未満
0.5~1.0m
1.0~2.0m
2.0~3.0m
3.0~4.0m
4.0~5.0m
5.0m以上

**データについて**

# 5.【別紙1】避難経路図

パソコンで作成する場合

## ②マップ上の自分の施設をさがす(●をつける)

- マップ上に施設の場所と施設周辺の土砂災害警戒区域が表示されます。

The screenshot shows a web-based map interface for disaster risk assessment. The map displays a region with various warning zones. A facility named 'グループホーム ●●苑' is marked with a red dot on the map. A yellow callout box points to a landslide warning area, and another yellow callout box points to a legend window. A red box highlights a facility information popup on the map.

**土砂災害警戒区域を選択**

**土石流警戒区域**

**凡例を表示・確認**

**グループホーム ●●苑**

**災害種別で選択**

- 洪水 (想定最大規模)
- 土砂災害
- 津波

**土砂災害警戒区域 解説**

- 急傾斜地の崩壊 (黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)
- 土石流 (黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)
- 地すべり (黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)

**土石流**

透過率: 30%

山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

**凡例** (点線で囲まれた区域は、警戒区域もしくは特別警戒区域として指定予定であることを示す。)

**注意事項**

「国土数値情報 土砂災害警戒区域データ」利用時の注意事項

データについて

標高: 173.8m (データソース: DEM5A)

# 5. 【別紙1】避難経路図

## ③ 施設周辺の水深を確認する

- 施設の水深を確認する。
  - 👉 建物のどの高さまで浸水しますか？
- 施設周辺の水深も確認する。
  - 👉 施設周辺がどのくらい浸水しますか？

☑ 施設周辺で想定される浸水深は？

( 2.0m～5.0m未満 ) m 📝 記入

☑ 施設はどのくらい浸水するイメージになりますか？

施設は大丈夫？ 📝 記入

0.5m～3.0mの浸水では…



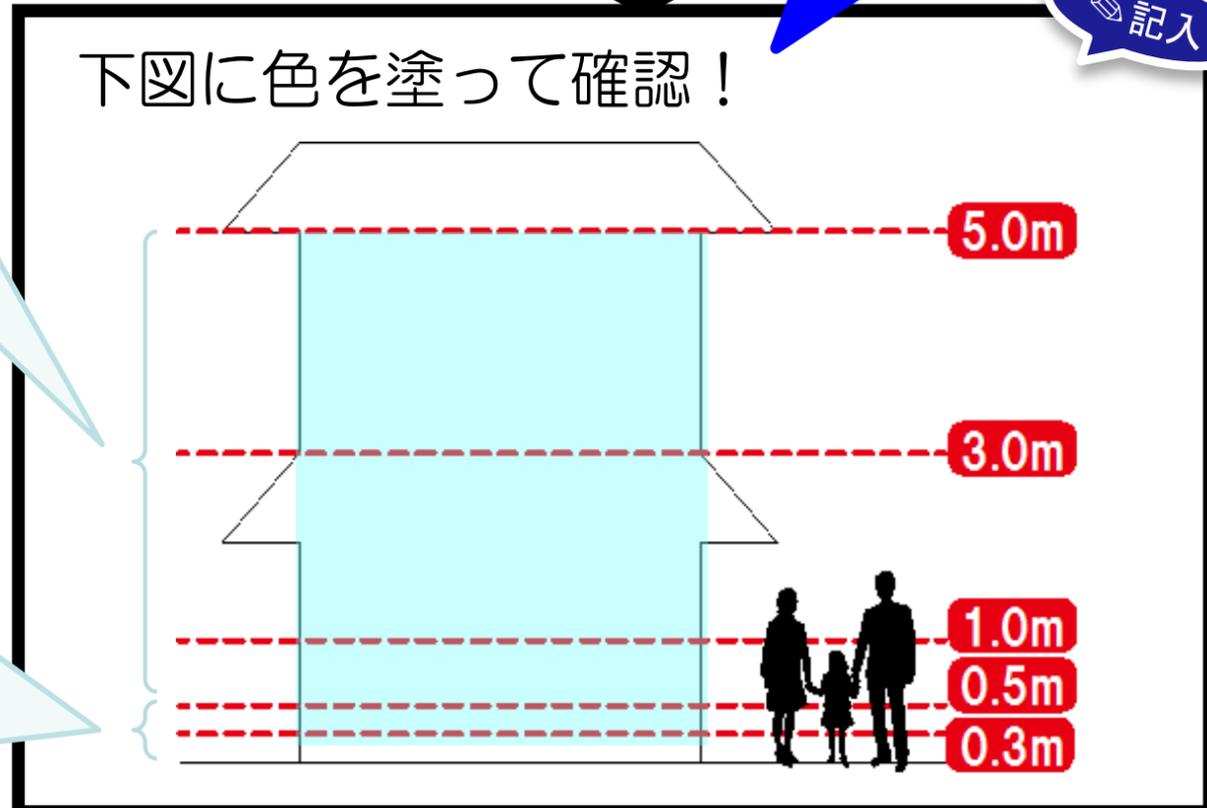
1階軒下まで浸水

ドアが開かない

0.5m以下の浸水では…

1階床下が浸水

歩行困難



# 5.【別紙1】避難経路図

## ③施設周辺の土砂災害危険箇所等を確認する

The screenshot displays a web-based disaster risk map interface. At the top, the title is "重ねるハザードマップ ~自由にリスク情報を調べる~" (Overlapping Hazard Map ~Check risk information freely~). The search bar contains the example text "例：茨城県つくば市北郷1 / 国土地理院". On the right, there are buttons for "使い方" (Usage), "利用規約" (Terms of Use), and "ホーム" (Home).

The main map area shows a topographic map with various hazard zones overlaid. A legend on the left side, titled "表示範囲に絞込み" (Filter by display range), lists several hazard types with corresponding color-coded boxes:

- 土砂災害危険箇所 (Landslide hazard areas) - Blue box
- 土石流危険渓流 (Debris flow hazard streams) - Red box
- 急傾斜地崩壊危険箇所 (Steep slope collapse hazard areas) - Purple box
- 地すべり危険箇所 (Landslide hazard areas) - Orange box
- 雪崩危険箇所 (Avalanche hazard areas) - Yellow box
- 土砂災害警戒区域等 (Landslide disaster warning areas, etc.) - Blue box
- 急傾斜地の崩壊 (Steep slope collapse) - Red and yellow box, with a note: "(黄は警戒区域、赤は特別警戒区域)" (Yellow is warning area, red is special warning area).

On the far left, there is a "選択中の情報" (Selected information) panel with icons for "洪水" (Flood), "土砂災害" (Landslide disaster), and "津波" (Tsunami). Below it, there are buttons for "全表示" (All display), "全非表示" (All non-display), and "全削除" (All delete). A "表示" (Display) section shows "災害リスク情報>土砂災" (Disaster risk information > Landslide disaster) and "雪崩危険箇所" (Avalanche hazard areas).

The map itself shows a region with several hazard zones in orange, yellow, and red. Labels on the map include "東根山", "南低法寺", "石清水", "太田", "吉水", "下松本", "陣ヶ岡", "黒森山", "升沢", "上平沢", "紫波郡", "志和", "平沢", and "紫波IC". A scale bar at the bottom right indicates "500 m". The bottom left corner shows the elevation: "標高：173.8m (データソース：DEM5A)".

# 5.【別紙1】避難経路図

## ④ 安全な避難場所をさがす

- 洪水浸水想定区域(土砂災害警戒区域)外にある安全な避難場所を複数さがす。
- 洪水浸水想定区域(土砂災害警戒区域)内の避難場所は浸水被害等により水没等する可能性があります。安全な場所を確認しましょう。

名称	想定浸水深	構造	階数
避難所 ●●● 中学校	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水しない <input type="checkbox"/> 浸水深 ( ) m	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 非木造	<input type="checkbox"/> 平屋 <input checked="" type="checkbox"/> 2階建て以上
避難場所 ●● 地区集会所	<input checked="" type="checkbox"/> 浸水しない <input type="checkbox"/> 浸水深 ( ) m	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造	<input checked="" type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建て以上
屋内安全確保			

避難先の安全性が確保されているかチェックしよう。

- ☑️ チェック
- ☑️ ハザードマップなどで浸水が想定されていない
  - ☑️ 避難者全員が収容できる十分な広さがある
  - ☑️ 避難経路上に、浸水危険箇所や土砂災害危険箇所は存在しない。

**作成のポイント!**

**避難所の位置は、マップ上で確認する。**

🔍 ○市 洪水ハザードマップ 検索  
○市 土砂災害ハザードマップ



洪水想定区域(土砂災害警戒区域)外の安全な避難所

●●● 中学校

●● 地区集会所

●●● 中学校

浸水(土砂)被害発生の可能性がある避難所

グループホーム ●●苑

### ⑤ 避難場所までの避難経路を着色する

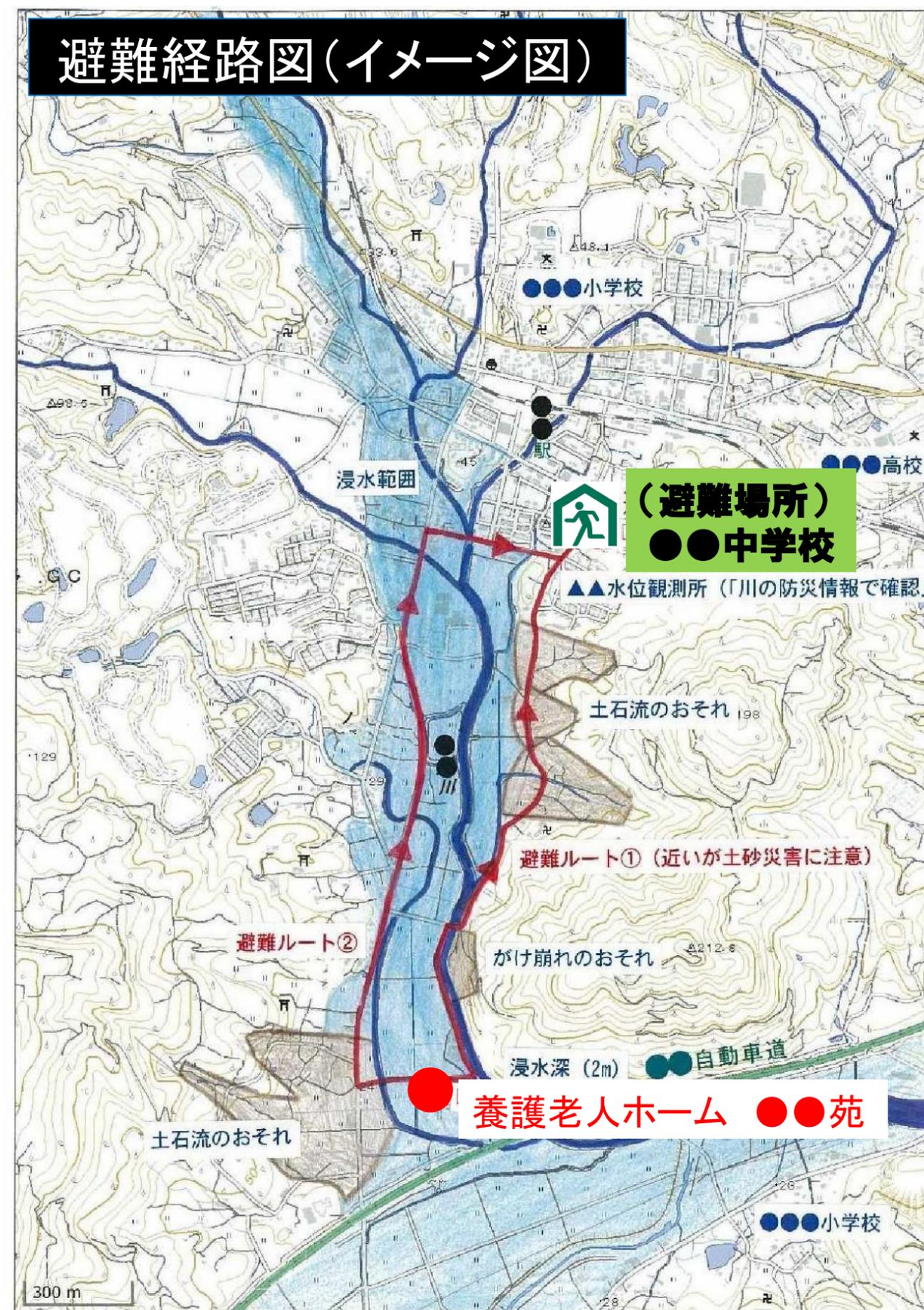
- 国土地理院HPからダウンロードした図面や洪水(土砂災害)ハザードマップのカラーコピー、市販の地図等を使用して、手書きで「避難経路図」を作成する。

### 作成のポイント!

きれいな地図をつくる必要はありません。

- ・どこが危険で
- ・どこをかって
- ・どこに避難すればよいか

みんながわかる地図が一番です。



### ⑤ 避難場所までの避難経路を着色する

- 重ねるハザードマップの作図機能を活用し、避難経路を着色する。(距離も計測できます)
- 作成した地図を印刷してください。または画像データを印刷する。



# 6. 【様式2】防災体制

事例集p16

② 気象情報の見かたを覚える

⑤ 施設の防災体制をつくる

① 「避難準備・高齢者等避難開始」の言葉を覚える

③ 雨量情報、河川の水位情報、土砂災害警戒情報の見かたを覚える

④ 水位情報、土砂災害警戒情報から避難判断する方法を覚える

**作成のポイント！**

■ いつ避難すればよいかを知る・決める。

**作成の手順**

- ① 「避難準備・高齢者等避難開始」の言葉を覚える。
- ② 気象情報の見かたを覚える。
- ③ 雨量情報、水位情報、土砂災害警戒情報の見かたを覚える。
- ④ 水位情報、土砂災害警戒情報から避難判断する方法を覚える。
- ⑤ 施設の防災体制をつくる。

4. 防災体制  
連絡体制及び防災体制は、の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割】

体制確立の判断時期	体制内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 久慈市に洪水注意報発表 ➢ 久慈川(生出町地点)氾濫注意水位超過	気象情報・水位情報等の情報収集 職員の参集(夜間の場合) 使用する資器材の準備(夜間の場合)	統括・情報チーム 統括・情報チーム 避難準備チーム
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 久慈市栄町に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➢ 久慈川(生出町地点)避難判断水位超過 ➢ 久慈市に洪水警報発表 ※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、避難を開始する。ただし、「久慈川(生出町地点)避難判断水位超過」「洪水警報発表」に警戒体制を確立し、避難準備を開始する。また、高齢者等避難開始により危険と判断された場合は、避難を開始する。	気象情報・水位情報等の収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	統括・情報チーム 避難準備チーム 統括・情報チーム 統括・情報チーム 避難誘導チーム
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 久慈市栄町地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ➢ 久慈川(生出町地点)氾濫危険水位超過	避難誘導	チーム

・表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。  
・「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令されていなくても、雨量等の情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。  
・要配慮者の避難誘導の際に全職員も同時に避難することとする。  
・夜間に氾濫注意水位(生出町地点)を越えた場合は注意体制を確立し、職員を1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。

# 6. 【様式2】防災体制(洪水浸水の例)

グループホーム ●●苑の作成例

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ ●市に洪水注意報発表 ➤ ●●川(●●●橋地点) 氾濫注意水位(4.8m)超過	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ ●市●●地区に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➤ ●●川(●●●橋地点) 避難判断水位(5.1m)超過 ➤ ○市に洪水警報発表	警戒体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ➤ ●市●●地区に避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ➤ ●●川(●●●橋地点) 氾濫危険水位(5.4m)超過	非常体制確立	施設全体の避難誘導	避難誘導要員

作成のポイント!

■ 様式2には左の表を基本に次の情報を記入する。

- ・水位情報
- ・避難対象地区

普段から調べておいて下さい。

※水位情報は●市洪水ハザードマップに記載されているので確認する。

※避難対象地区は、「●市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を確認する。

※水位情報が発表されない中小河川では、気象警報・注意報を確認する。また、「中小河川における避難勧告等の判断・伝達マニュアル(平成29年5月改訂)」の各地域の判断基準表示を確認する。

- ・ 「避難準備・高齢者等避難開始」等が発令していなくても、雨量等の気象情報や水位情報等の情報から施設管理者が危険だと判断した場合は避難を開始する。
- ・ 夜間に氾濫注意水位(●●●橋地点)を超えた場合は注意体制を確立し、職員1名を参集し、警戒体制確立後に避難できるように避難準備を開始する。

## 6. 【様式2】防災体制(土砂災害の例)

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風接近が予想される場合</li> <li>・大雨が予想される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報等の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設職員全員</li> </ul>
応援当番職員参集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報等の情報収集</li> <li>・避難準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災当番施設職員</li> </ul>
全職員参集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報等の情報収集</li> <li>・関係行政機関等への連絡・通報</li> <li>・避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設職員全員</li> </ul>

# 7.【様式3】情報収集・伝達

## 5. 情報収集・伝達 (1) 情報収集

### ① 防災情報の収集方法を決定する

■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット ○気象庁HP・地方気象台HP
洪水予報・河川水位	インターネット ○「川の防災情報」の水位情報 ・市内河川の水位到達情報発表状況、 水位観測所の水位等を確認
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ インターネット
避難情報 ・ 避難準備・高齢者等避難開始 ・ 避難勧告 ・ 避難指示(緊急)	防災情報メール(事前登録) 防災行政無線(電話応答サービス有) テレビ(地上デジタル放送の「dボタン」を活用) ラジオ インターネット ○市ホームページ
避難所の開設状況	緊急速報メール(NTTドコモ、au、Soft Bank)

## 作成のポイント!

■ 誰が、どうやって、何を収集するか(総括・情報班)を決める。

## 作成の手順

① 防災情報の収集方法を決定する。

### 【留意事項】 情報収集について

- ・ 「●市ホームページ」から「川の防災情報」や「●●●●」にアクセスできます。普段からパソコン等の画面上で、いつでも、誰でもアクセスできるようにしておきましょう。
- ・ 「●市防災情報メール」をパソコンやスマホで事前登録すると、緊急情報を自動受信できます。
- ・ 地上デジタル放送の「dボタン」から、画面の「防災・生活情報」を選択し、気象情報等を確認できます。

# 7.【様式3】情報収集・伝達

## 5. 情報収集・伝達 (2) 情報伝達

### ② 防災情報の伝達方法を決定する

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② いざというときに、徒歩や自動車避難が困難な場合には、避難困難者の状態や人数について「●市●●●課」に報告する。
- ③ ●市への連絡先は「●市●●●課(☎000-000-0000)」とする。

## 作成のポイント!

■ 誰に、どうやって伝達するか(総括・情報班)を決める。

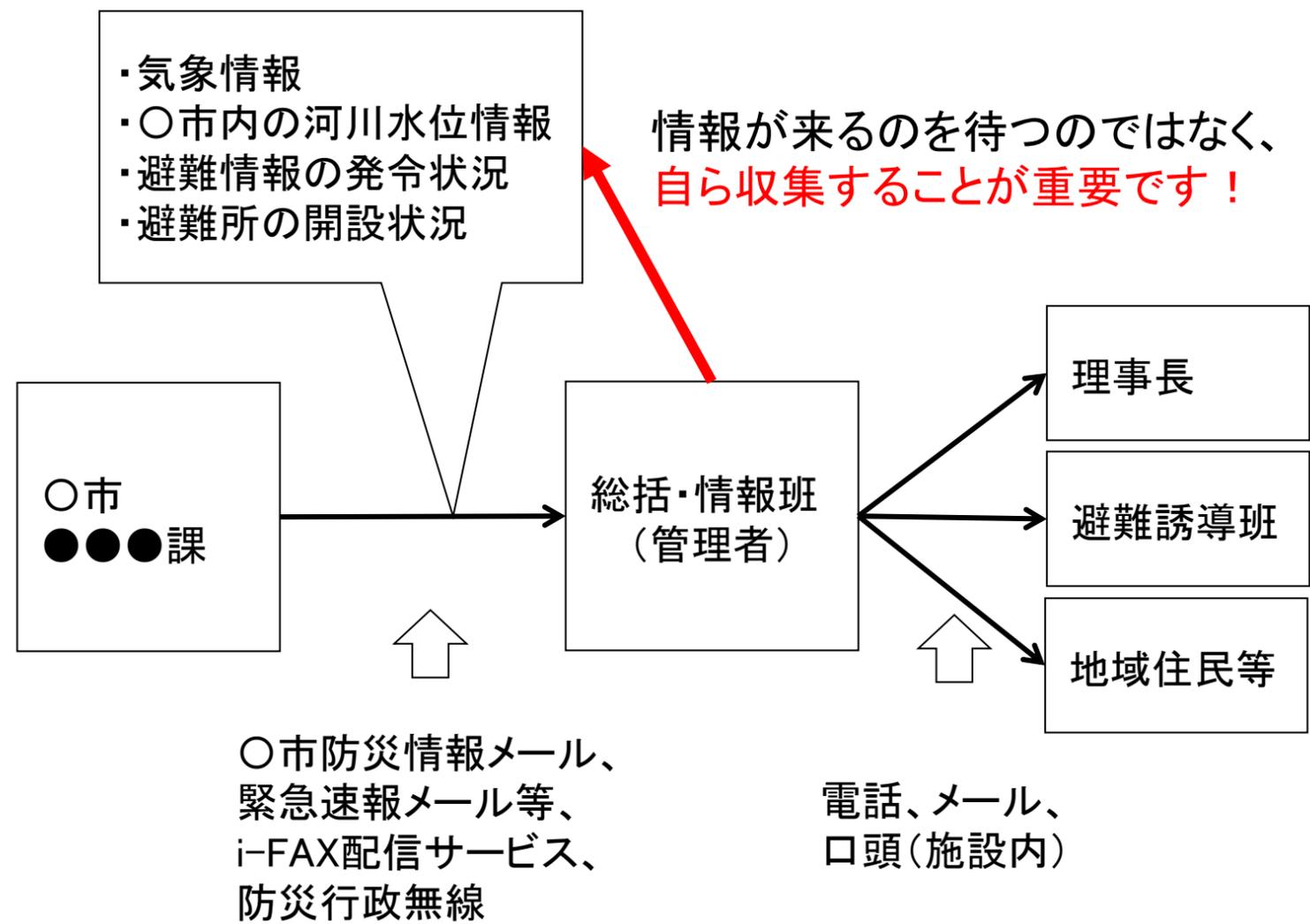
## 作成の手順

② 防災情報の伝達方法を決定する。

【留意事項】 情報伝達について

- ・ 防災体制の編成と任務等を考慮して情報伝達経路を設定してください。

### 情報伝達系統図



# 7.【様式3】情報収集・伝達

## 【情報収集・伝達の5本柱】

	記載内容		チェック欄
①だれが	情報伝達班 (〇〇さんと〇〇さんなど)	<b>様式12(様式編:P12)</b> の 情報伝達要員に記載して あるか？	
②どうやって (収集方法)	FAXやメールなど パソコン(インターネット)	<b>様式3の(1)(様式編:P4)</b> 収集する情報及び収集方 法に記載してあるか？	
③何を (収集する情報)	【避難判断の根拠】 気象情報 洪水予報または水位到達情報 土砂災害警戒情報 <b>避難準備・高齢者等避難開始</b> など		
④誰に	施設の管理者、統括管理者など	<b>様式12(様式編:P12)</b> の 管理権限者、代行者が記 載されているか？	
⑤どうやって 伝達するか (伝達方法)	館内放送や掲示板など	<b>様式3の(2)(様式編:P4)</b> 情報伝達に記載されてい るか？	

# 8.【様式4】避難誘導

事例集p18

①避難先、避難経路は避難経路図から調べる

6. 避難誘導  
 (1) 避難先  
 避難先は指定緊急避難場所とする。(当施設周辺の浸水深は1~2m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、立退き避難とする。)  
 避難場所(1)の元気の泉に避難するが、元気の泉が満員であった場合は避難場所(2)久慈東高等学校に向かう。  
 逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所(3)(4)のいずれかに避難する。(浸水区域外への移動を優先する)

(2) 避難経路  
 避難場所までの避難経路については、「P3 避難経路図」のとおりとする。  
 避難場所(1)元気の泉への避難経路は避難経路①を使用する。  
 日中で、避難経路②が浸水していないことを確認できた場合は避難経路②を使用する。

(3) 避難誘導  
 避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する

	名称	移動距離	移動手段
避難場所(1)	元気の泉	2700m	車両 2~3台
避難場所(2)	久慈東高等学校	3800m	車両 2~3台
避難場所(3)	天神堂公民館	500m	車両 2~3台
避難場所(4)	寺里公民館	1700m	車両 2~3台
屋内安全確保	-		



## 作成のポイント!

■ **誰が、誰を、どうやって避難させるか (避難誘導班)を決める。**

## 作成の手順

- ①避難先、避難経路の安全性を再度確認する。
- ②避難先までの移動距離と移動手段は避難経路図をもとに設定する。
- ③必要な車両台数、人数などを確保する。

**【留意事項】**  
 ■ **移動手段について**  
 ・ 搬送車を手配して移送する必要がある場合、**必要な台数が手配できるか事前の確認**が必要です。  
 ・ **夜間や大雨等の状況を想定して**移動手段を設定する。

事例集p19

①水害(土砂災害)時に必要な資器材を追記する。

7. 避難の確保を図るための施設の整備  
 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧  
 備蓄品

情報収集・伝達	テレビ1台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話1台、乾電池10個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗2枚、携帯電話1台、携帯電話用バッテリー1個、懐中電灯2台、乾電池10個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具9人分、ホッカイロ
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おやつ30個、血圧計、体温計、パルスオキシメーター
その他	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋50枚、タオル20枚、ディスプレイ手袋、雨具

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修

毎年5月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員を対象に避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年7月に新規採用の従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。毎年7月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

## 作成の手順

- ①水害(土砂災害)時に必要な資器材を追記する。
- ②消防法に基づく「非常災害対策計画」などの、既にある計画の内容を活用してください。

# 10. 【様式6】自衛水防組織の業務に関する事項

## ※洪水浸水で、該当する場合のみ

事例集p20

9. 自衛水防組織の業務に関する事項

①管理権限者、代行者を決定する

(1) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき、組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

① 毎年5月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

② 毎年7月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、第15条の3第7項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

②情報収集伝達要員、避難誘導要員を決定する

### 作成の手順

- ①管理権限者、代行者を決定する
- ②情報収集伝達要員、避難誘導要員を決定する

# 1.1. 【別添】「自衛水防組織活動要領」

## ※洪水浸水で、該当する場合のみ

事例集p25

### 別添 「自衛水防組織活動要領」

#### (自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるような組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者のために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与するものとする。

4 自衛水防組織に、チームを置く。

- (1) 班は、統括・情報、避難準備、避難誘導、応急救護、炊き出しの各チームを置き、チームリーダーを置く。
- (2) 各チームの任務は、洪水時の避難確保計画の防災体制一覧表に掲げる任務とする。
- (3) ~~グループホームみだまり~~及び受け入れ先避難場所を自衛水防組織の活動拠点とし、各チームのチームリーダーを自衛水防組織の中核として配置する。

②班構成を差し替える

#### (自衛水防組織の運用)

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

#### (自衛水防組織の装備)

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表1「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が事務室・物品庫に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

①施設名を差し替える

事例集p26

#### (自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各チームは、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

### 作成の手順

①施設名を差し替える

②班構成を差し替える

# 12. 【別表2】「自衛水防組織装備品リスト」

※洪水浸水で、該当する場合のみ

事例集p27

①水害(土砂災害)時に必要な装備品を追記する。

## 作成の手順

- ①水害(土砂災害)時に必要な装備品を追記する。
- ②消防法に基づく「非常災害対策計画」などの、既にある計画の内容を活用してください。

別表1 「自衛水防組織装備品リスト」

担当名	備蓄品目
総括・情報チーム	名簿(従業員、入所者様等)
	緊急連絡先名簿(入所者様用、施設用、関係機関用)
	照明器具(懐中電灯等)
	情報収集及び伝達機器(ラジオ、携帯電話等)
避難準備チーム	名簿(従業員、入居者様等)
	緊急連絡先名簿(入居者様用、施設用、関係機関用)
	飲料水(一人一日あたり2リットル)
	非常用食料(缶詰、乾パン等)
	懐中電灯、乾電池、ろうそく、マッチ
	携帯用ラジオ、乾電池
	雨具等
避難誘導チーム	名簿(従業員、入所者様等)
	緊急連絡先名簿(入所者様用、施設用、関係機関用)
	各入所者様名札等(目印になるもの)
	誘導の標識(案内旗等)
	情報収集及び伝達機器(携帯電話等)
	懐中電灯
	携帯用拡声器
	誘導用ライフジャケット
蛍光塗料等	
応急救護チーム	応急手当セット(三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、血圧計、体温計、ガーゼ、はさみ等)
	簡易ベット
	簡易トイレ
	タオル、毛布等
	リハビリパンツ等衛生用品

ここまでが市町村に提出する「避難確保計画」

事例集なし

訓練内容を決めて  
実施日を記入する

作成のポイント！

- 情報伝達訓練日を設定する。
- 避難誘導訓練日を設定する。
- 出水期までに防災教育の実施日を設定する。

訓練の例

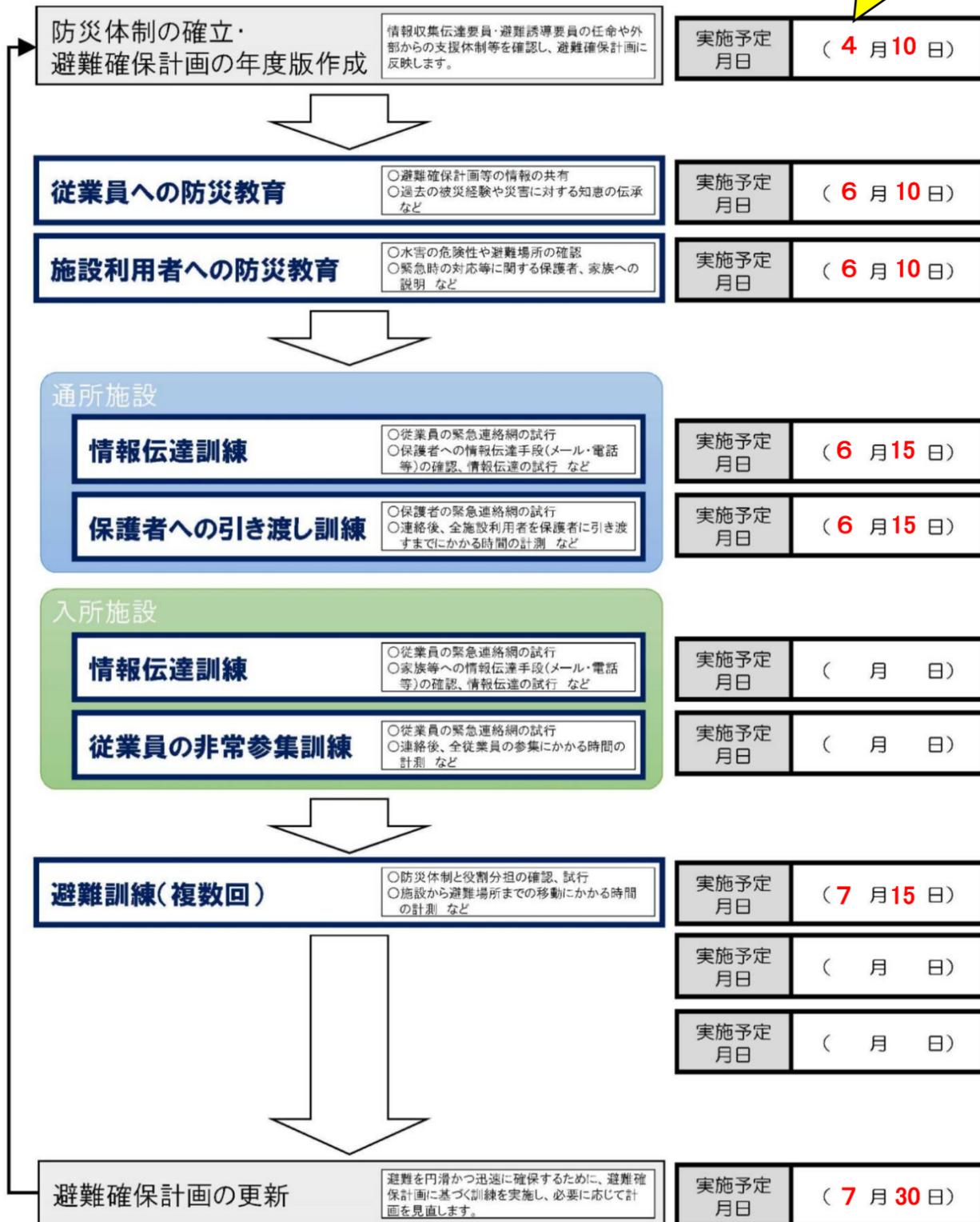
(情報伝達訓練の例)

洪水予報、土砂災害に関する情報をファックス等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を行う訓練

(避難誘導訓練の例)

あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行う訓練

## 10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



## 防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

- 座間市では、平成27年10月4日(日)に市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しています。
- 座間市では、地震や火災を想定した防災訓練等を実施していますが、そのほかの災害を想定した訓練、特に避難行動の訓練は行われていませんでした。
- そこで、目久尻川沿いに位置する「つつじ野住宅自治会」と連携し、実際に河川の災害を想定した避難行動訓練を行いながら、避難行動の検証を行いました。

### 【訓練内容】

- つつじ野住宅集会場から立野台コミュニティセンターへの避難行動
- 避難経路の確認
- 要支援者の対応方法
- 移動経路上の不具合確認
- 雨天時の避難経路の状況をイメージ



### 車いす、リヤカー運行訓練の様子

出典:座間市HP

「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」

### 風水害防災講座の様子

(参加者へ配布した講座資料と風水害ハンドブック)

出典:座間市HP

「市内初となる風水害対応の避難行動訓練を実施しました」

## 防災教育や避難訓練の実施事例の紹介



### 「攻め」と「守り」の防災教育〈平和中学校で避難所開設訓練を実施〉

Posted on [2017年7月7日](#) By [神岡地域の広報担当](#)

7月2日(日)、今年も平和中学校で避難所開設訓練が行われました。「攻め」と「守り」の防災教育、この日は「守り」の体験学習です。5回目の実施となる今回も、神岡地域に全戸配布でご案内したところ、40名ほどの住民の方にご協力いただきました。

平成28年度 だいせん防災教育「生き抜く力育成」事業

## 被災地交流 避難所開設訓練 2016



中学校と要配慮者利用施設との連携による避難訓練の様子

出典:大仙市HP

## 防災教育や避難訓練の実施事例の紹介

### ● 介護老人ホームによる風水害避難訓練



土のうの作成・積み方の訓練

エレベーター停止を想定した  
利用者の避難誘導訓練

避難訓練の様子

出典:介護老人ホームネムの木スタッフブログ  
(2012.8.3)

### ● 保育園による風水害避難訓練



遊戯室へ避難

イラストによる  
避難の説明



避難訓練の様子

出典:郡山市認可保育園 笑風にここにこ保育園HP  
(2016.7.27)



# 15. 【様式9】緊急連絡先、【様式10】外部機関等への緊急連絡先

☞ 手引き(別冊)P⑥参照

事例集p23

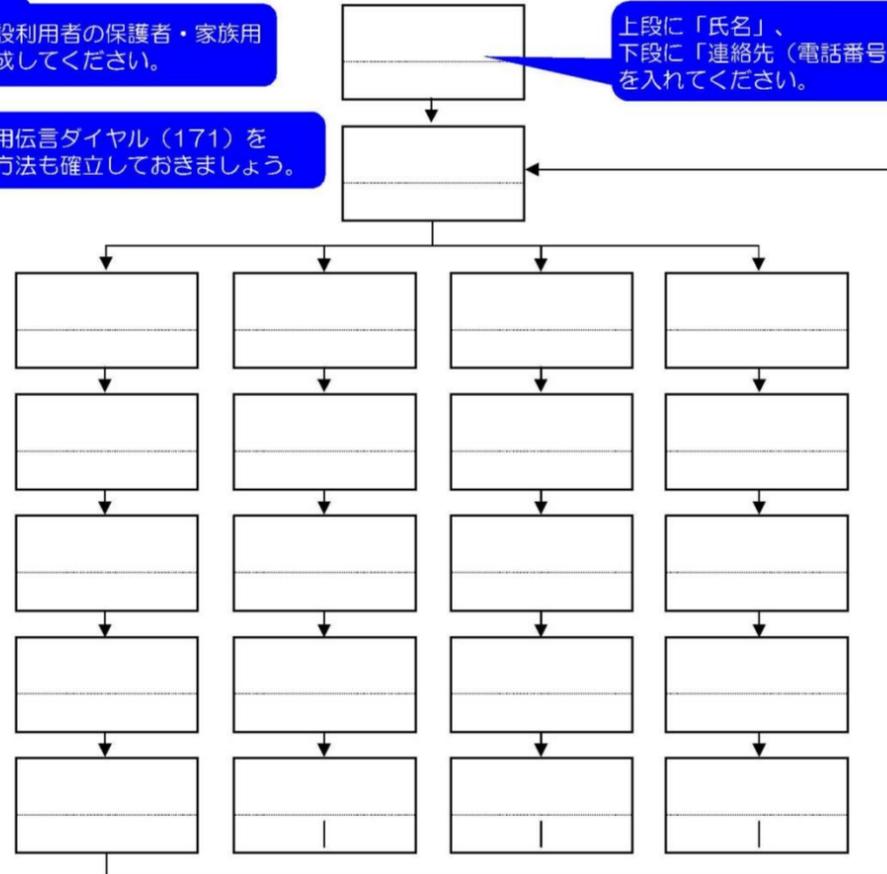
## 12 緊急連絡網

様式9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル(171)を利用した連絡方法も確立しておきましょう。

上段に「氏名」、下段に「連絡先(電話番号)」を入れてください。



## 13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村(防災担当)					
市町村(福祉担当)					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

## 作成のポイント!

- 連絡網が途切れていたとしても、  
確実に連絡できるようになっていますか?  
連絡先は定期的に更新していますか?

## 作成の手順

- ① 施設管理者から従業員を含めた施設関係者の連絡網を作成
- ② 必要な外部機関の連絡先を記入
- ③ 消防法に基づく「非常災害対策計画」などの、既にある計画の内容を活用してください。



# 17. 【様式12】防災体制一覧表

事例集p24

## 13. 防災体制一覧表

水防責任者(水防隊長) 【法人理事長】  
 水防管理者(副隊長) 【防火管理者・各施設管理者】

	平常時の任務	防災体制確立後の対応
統括・情報チーム 【各管理者及び 総括主任】	(1) 防災情報確認に基づき体制を整える  (2) 消防隊、関係機関への事業所の情報提供により指示を仰ぐ	水防隊長の指示により必要な情報を収集・伝達
避難準備チーム (体制確保) 班長 【各施設チーム リーダー】	(1) 統括・情報チームの指示に従って各職員に連絡(事務員と連携)  (2) 防災体制確立 町内居住の職員から連絡網による連絡  必要な場合 町内会長・民生児童委員・施設運営推進委員への協力要請を行う  (隊長及び副隊長が要請)	(1) 担当区域の点検見回り  (2) 被害防止措置をとる (危険度の確認・報告)  (3) 危険箇所を確認した場合、副隊長等と連携をとりながら補強等の指示
避難誘導チーム 班長【各施設 介護福祉士の中から 定める】 担当【介護員及び 送迎員(運転手)】	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。  (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	(1) 防災体制を確立した際の伝達に先立ち、出入り口等の配置につく  (2) 警戒体制が確立した場合の伝達に伴い避難誘導を行う
応急救護チーム 班長 【各施設看護師】 担当 【応急手当普及員】	(1) 応急救護所の設置  (2) 負傷者の応急処置  (3) 救急隊との連携及び情報の提供  (4) 病院への搬送	(1) ご利用者様の体調確認  (2) 健康状態に合わせた対応指示(体調不良者への付き添い)  (3) 危険箇所の補強等を行う  (4) 避難通路の確保
炊き出しチーム 【栄養士及び調理員】	状況に応じて稼働  (1) 水・食材・燃料の確保(在庫確認)	何時でも稼働できる体制をとる

※本事例は施設独自の様式であり、手引き(別冊)の様式12を活用してもよいです。

## 作成のポイント！

■責任者がいない場合はどうしますか？

■決めていた担当者がいない時はどうしますか？

※役割分担は固定しない。人手が足りない場合が多いため、一人何役でもこなせるようにしておきましょう。

## 作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める
- ②各要員の対応内容を整理し、記載する。
- ③様式11の利用者と従業員数、移動手段等との「避難誘導方法」の整合を図る
- ④消防法に基づく「非常災害対策計画」などの計画の内容を活用してください。

# 【参考】：避難確保計画における事例紹介

項目	計画の実行性を高めるための各施設の取り組み事例
避難所の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市営住宅(アパート)を避難所として利用させてもらう契約を結んでいる(但し、屋上を使用し、部屋は使用しない)。</li> <li>● 自施設では、夜間は上層階避難と決めている。また、避難するのであれば、基本は日中の明るいうちに早めに行動するようにしている。その結果、空振りに終わっても仕方がないと考えている。</li> <li>● 浸水リスクのある場所を通過して避難する必要があるため、自施設の3階・4階へ避難することとしている。</li> <li>● 県外から移住して来た方など土地勘のない入居者には、まず地域の説明を行い、自力で避難できるようにしている。</li> </ul>
避難路の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3つに避難ルートを設定している。また、普段から散歩で避難場所に行くようにしている。</li> <li>● 交通手段(車・徒歩)については、職員が実地検証して決定する。避難所まで行って実際に時間を計測している。</li> <li>● 避難所まで利用者と一緒に実際に歩いてみたが、意外と遠くて途中で断念するほどだったので、避難先を近い場所に変更した。</li> </ul>
避難のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Web上で水位観測所の水位やウェザーニュースを定期的を確認しながら、避難のタイミングを計っている。</li> <li>● 自施設の判断に加え、職員の参集等を判断することも必要なため、他の川の水位情報も見るようにしている。</li> <li>● ○市や○○県からの避難情報がない中でも、施設周辺の状態を判断して独自で避難することを計画に入れている。</li> <li>● 自分の施設だけでなく、職員の自宅が含まれる区域も含めて河川水位情報の動向や、通勤経路の状況等を調べている。</li> <li>● 最近では、携帯に来る災害情報をチェックするようにしている。</li> <li>● どの情報レベルで避難行動を開始するかについて、職員間の知識(トリガー情報)を統一した。</li> </ul>
連絡網の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グループLINEを作ってほしいという要望もある。一方、スマホではない方もいるため、メーリングリストの作成も必要である。</li> <li>● 利用者更新時に連絡先の更新を行い、役職に関係なく、住所や移動手段から集まれそうな近隣の者から優先順位をつけている。</li> <li>● 夜の連絡先も携帯電話か固定電話のどちらにかければよいか決めている。また、災害優先電話を契約して対応している。</li> <li>● 保育園では、一斉配信メールで保護者に連絡するなどの体制を整えている。「マチコミメール」はとても有効な手段である。</li> </ul>
職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員が役割分担を混乱しないように、消防計画など他の計画と統一している。また、緊急時の職員の役割分担を決めている。</li> <li>● 施設の食堂を地域に開放するなど、職員が集まれない時にも地域に協力して頂ける体制をつくる取組みを実施している。</li> <li>● 大雨で夜間避難が想定される場合、比較的自宅が近い入居者は家族に連絡して1晩だけ預かってもらい、迎えに来てもらうようお願いする。また、台風時には施設に数人待機するようにしている。</li> <li>● 家族に「岩手の水害の場面に遭遇した場合、実際には避難できない」と打診し、自宅へ連れて帰ってもらうよう交渉した。半数の家族から了承をいただき、その旨を計画書に記載した。計画書には確実に実施できることしか書かない。</li> </ul>

# 【参考】：避難確保計画における事例紹介

項目	計画の実行性を高めるための各施設の取り組み事例
避難誘導體制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ぐるみで話し合い、避難所を再分配した方がよいのではないか。「〇階以上の建物には〇人収容できるから、△△の方は□□施設に避難する」など、地域で話し合えるとよい。</li> <li>● 防災カードとして、利用者の必要な薬や緊急連絡先を記載し、管理者が管理するとともに、利用者の枕元にも置いている。</li> <li>● 幼稚園は、危険が予想される時には休園もしくは途中で返す（保護者に迎えに来てもらう）ようにしている。小学校と同じ対応。</li> </ul>
備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 備蓄の食料品の賞味期限を栄養士が管理し、新しいものと入れ替えも兼ねて、避難訓練で食べるようにしている。</li> <li>● 賞味期限のチェックと合わせて、子どもたちに紙芝居を用いて防災の話をかきせるとともに、賞味期限が近づいた非常食をみんなで食べるようにしている。そうすることで、実際に災害が起きた時に問題がないかを確認することができる。</li> <li>● 災害後に施設に入れなくなることから、施設外に災害倉庫をつくっている。避難先にも備蓄品を確保している。</li> <li>● 避難先では乳児やアレルギーを持つ子ども用の備蓄品が不足していると想定されたため、事前に備蓄品の確保を行っている。</li> <li>● 避難時に混乱しないように、事前に名前や必要な薬等を書いた入居者分のライフジャケットを準備している。</li> </ul>
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の人と一緒に訓練することで地域とのつながりができる。また、高齢者の避難に関するノウハウを提供することもできる。</li> <li>● 近隣で避難訓練を実施しているため、その訓練に参加して合同で実施している。また、避難時間を計測している。</li> <li>● 昼間に施設内の電気を消して夜間の状態をつくり、訓練を実施した。</li> <li>● 回覧板で避難訓練の呼びかけを見つけて、それを機に他施設と連携して避難訓練を実施している。</li> <li>● 地域の防災訓練に参加し、この地域には我々のような施設があることを認知してもらうようにしている。</li> <li>● 職員が2名しかいない夜間を想定した訓練を昼間に実施しているが、昼間の2倍以上の時間がかかる。</li> <li>● 担架を使った避難訓練を年2回実施し、どれくらい時間がかかるか計測している。</li> </ul>
防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全員を集めての防災教育は難しいことから、小グループ・少人数制で行っている。少人数であることから、比較的言いたいことが言える、聞ける状況が生まれている。</li> </ul>
地域との連携方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 普段から地域との繋がりが大切である。自分たちだけで防災訓練を実施するのではなく、地域で実施する防災訓練に参加して、周辺地域の人たちと交流し、自分の施設のことをPRしておくことが大切である。</li> <li>● 夏祭り等を企画したり、施設の広間を周辺住民に開放し、住民主体のカフェを開催している。普段から施設に来てもらい、顔見知りになっておくことで、いざという時に地域住民の協力が得られるように努めている。</li> <li>● 地域の連携推進会議を年2回開催している。地域の人との交流を含めて、利用者の家族にも参加してもらう。</li> </ul>

- 災害は、**想定どおりには発生しない**
- 出来る限り**いろいろなイメージ**を持ち、臨機応変に自分で対応する能力が必要
- そのために「答え」を知る教育・対策ではなく、**答えに至る「プロセス」を大切にする教育・対策に重点をおくこと**
- **地域特性をきちんと考慮**した教育・対策を**繰り返し、継続して実施**すること